

## 意見書

### 第1 審議事項

- 1 「災害時における行方不明者・死者の氏名等公表について」（以下「対応方針」という。）において、遺族の同意がない場合に死者の氏名等を公表する場合として定めている「公益上の必要性がある場合の例」は、条例の趣旨や内容、解釈運用基準に照らして妥当といえるか。
- 2 「公益上の必要性」について、明確に定義を行わず、「公益上の必要性がある場合の例」を示していることに問題はないか。

### 第2 審議会の意見

#### 1 検討すべき根拠条例について

実施機関は、行方不明者・死者の氏名等の公表は、被害情報の収集、捜索・救助活動や消防庁への報告のために収集した個人情報の目的外利用であるとして、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「個人情報保護条例」という。）第8条第2項第4号及び第9号を根拠とし、対応方針を作成していることから、これらの規定の趣旨を踏まえ検討を行う。

また、氏名等公表は、報道機関への情報提供のみならず、報道機関を通じて広く一般に公開されることを前提とするため、単なる個人情報の外部提供にとどまらず、情報公開に係るものとして検討することが必要である。よって、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2号に規定する行政文書の開示請求における個人に関する情報の扱いについても検討を行うこととする。

#### 2 検討にあたっての視点について

##### (1) 個人情報保護条例第8条

①個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき（同条第2項第4号）又は審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由が認められるとき（同項第9号）に該当するか、該当する場合、②本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるとき（同項ただし書）に該当しないか検討する必要がある。

##### (2) 情報公開条例第7条第2号

①人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（同号イ）に該当するか、該当する場合、②公にすることにより害されるおそれのある当該情報に係る個人の権利利益が不当に害されることがないか検討する必要がある。

(3) 上記のいずれの条例においても、個人情報の外部提供又は情報公開の公益上の必要性（以下「公益上の必要性」という。）が、個人の権利利益の保護の必要性を上回る場合に、情報を公表することができると認められる。

よって、単に「公益上の必要性」の有無のみではなく、「公益上の必要性」が個人の権利利益の保護の必要性を上回るか否かを慎重に検討する必要がある。

### 3 比較衡量すべき利益について

#### (1) 公益上の必要性

個人情報保護条例第8条第2項第4号に規定する「個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき」のほか、住民負担の軽減、行政サービスの向上、県政運営の効率化等が「公益上の必要性」の例として考えられる。

また、県民の知る権利を保障し、リアリティを持って災害の状況を県民に伝え、教訓を社会で共有するために、実施機関が報道機関に情報提供を行うことも、当然に「公益上の必要性」が認められると言ふべきである。

#### (2) 個人の権利利益

本県の個人情報保護条例の規定上、「個人情報」は生存する個人に関する情報に限定されておらず、死者に関する情報も保護対象とされている。また、情報公開条例の規定上、行政文書の開示において不開示とされる個人情報には、死者の情報も含むとされていることから、死者の個人情報を個人の権利利益と考えることができる。

近親者が死亡した場合、遺族は、他の者が共に近親者の死を悼むことができるよう、広くその事実を周知することもある。しかしながら、場合によっては、近親者が死亡したかどうか、どこで死亡したか、何が原因で死亡したか等について、遺族が他人に知られたくないと望むこともあり、遺族には、死者に関するこれらの情報を自分自身の情報としてコントロールする権利があると考えられる。

### 4 知る権利、報道の意義について

知る権利は、民主主義の根幹をなす権利であり、当然保護に値する。また、知る権利に資する報道機関の報道も尊重すべきであり、リアリティを持って災害の状況を県民に伝え、教訓を社会で共有することには、十分な公益性があると考えられる。

しかし、一方で、遺族の同意があれば死者の氏名公表が行われ、これに基づく取材や報道も可能であり、現に、これまで多くの遺族の同意の下で、

氏名等の公表及びこれに基づく取材・報道がなされているところである。さらに、遺族の同意が得られず氏名が公表されない場合も、年代、性別、居住市町村等の属性は公表されるため、その範囲で報道することは可能であり、同意を得られた遺族への取材によりリアリティを持って伝えることも可能と考える。

他方、遺族にとって、氏名公表への同意は、災害直後と一定期間の経過後ではその判断が異なる可能性があると思われるが、近親者死亡の事実、死亡した場所及び死因等の情報を報道等によって広く知られたくないという個人の利益は、一旦公表されると、もはや回復しがたいものとなる。

したがって、死者の氏名を公表することは、県民の知る権利に資するものとしての「公益上の必要性」は認められるものの、個人の権利利益保護の必要性を上回るとは言えず、個人の権利利益保護の必要性を上回るためには、さらに高い「公益上の必要性」が認められなければならない。

## 5 審議事項1について

### (1) 対応方針における公益上の必要性がある場合の例について

ア 大規模な被害が発生し、死者の氏名を公表しないことにより、被災地で大きな混乱や二次災害発生のおそれがある場合

(ア) 「公益上の必要性」が個人の権利利益の保護の必要性を上回る例として妥当と考える。ただし、「二次災害」という表現は、意味が明白ではないため、見直すべきと考える。

(イ) 具体例として掲げる3点については、表現が曖昧であり、何を「公益上の必要性」として捉えているのかが分かりにくいと考える。多くの方が被災地を訪れ、救助・救命活動に支障が生じることがあって初めて個人の権利利益の保護の必要性を上回ると考えられるため、その点を明記すべきである。

イ 死者が公的機関等の要職にあるなど社会的な影響力の高い人物であって、その存否が社会的に広く影響を及ぼす場合

情報公開条例第7条第2号は、当該個人が公職にある場合は、その公益性に鑑み、その職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については、個人の権利利益の保護より「公益上の必要性」に重きをおく趣旨であると考えられる。この趣旨から、死者が公的機関等の要職にあるなど社会的な影響力の高い人物である場合には、その氏名については、「公益上の必要性」が個人の権利利益保護の必要性を上回ると考えることができる。

ウ 関係者からの安否確認の問い合わせが膨大で、災害対応に支障を生じる場合

当該事例は、実施機関の都合であると誤解される可能性がある。また、安否確認を行う部署を別に設けるなど氏名等公表以外の対応方法も可

能と考えられ、「公益上の必要性」が個人の権利利益の保護の必要性を上回るとは言い難い。

#### 6 審議事項2について

「公益上の必要性」について明確に定義付けることは困難であるため、どのような場合に「公益上の必要性」があるのかについての例を示したことは適当である。

ただし、「公益上の必要性がある場合の例」として記載した場合、報道することに公益性がないという誤解を与えてしまうため、「公益上の必要性が個人の権利利益保護の必要性を上回ると考えられる場合の例」など、どのような例を示しているのか明確になるように記載することが必要である。

令和2年（2020年）9月2日

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会	長	馬場	啓
会長職務代理者		徳永	達哉
委	員	井寺	美穂
委	員	金澤	裕子
委	員	詫間	幸江